

医療従事者支援チャリティレース実施要綱

(目的・趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の対応に当たる医療従事者を支援することを目的として行う、医療従事者支援チャリティレース（以下「チャリティレース」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(対象レース)

第2条 チャリティレースの対象は埼玉県主催の令和2年10月1日から令和3年3月31日までの大宮競輪・西武園競輪とする。

2 対象となるレースは、別表1のとおりとする。

(レースタイトルの命名)

第3条 レース名は12文字以内とし、企業・団体においては企業名や商店等の屋号又は商品名等を、個人については記念日等を使用する。

2 レースの名称は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令に違反するもの又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性、宗教性のあるもの
- (4) 社会問題について主義主張するもの
- (5) 公共に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (6) 公営競技としての公共性もしくは中立性又は品位を損なうおそれがあるもの
- (7) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (8) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (9) その他、県営競輪のレースタイトルとして適当でないと認められるもの

(申込み)

第4条 チャリティレースの実施希望者は、チャリティレースの実施を希望する競輪の開催競輪場ホームページ（大宮競輪場又は西武園競輪場）を通じ、希望する競輪開催日の原則1か月前までに、医療従事者支援チャリティレース寄附申込書（様式第1号）により日本トーター株式会社大宮西武園競輪事業所に申し込む。

(審査及び認定)

第5条 第4条の規定による申込みがあったときは、審査により認定の可否について決定する。

2 前項の審査は開催執務委員長、開催執務副委員長、公益財団法人JKA、一般社団

法人日本競輪選手会埼玉支部が行う。同一レースに複数の申込みがあった場合には、原則として寄附金額に基づき選定する。

3 チャリティレースの認定の可否を決定したときは、医療従事者支援チャリティレース認定可否通知書（様式第2号）により、申込者に通知する。

（寄附金額及び特典）

第6条 チャリティレース実施の認定を受けた者（以下、「認定者」という。）の寄附金額は別表2のとおりとする。

2 認定者の特典は別表3のとおりとする。

（寄附金の納入）

第7条 認定者は、指定期日までに寄附金を埼玉県新型コロナウイルス対策推進基金に納入しなければならない。

（寄附金の扱い）

第8条 寄附金は、医療従事者や医療機関の活動支援など医療提供体制の整備を目的とした事業の財源として活用する。

（決定の取り消し）

第9条 開催執務委員長は、次の各号にあたるときは、第5条の認定を取り消すことができる。

- (1) 認定後、この要綱に違反することが判明したとき。
- (2) 不正な手段を通じ認定を受けたと認められるとき。
- (3) 認定後、チャリティレースの認定者の責めに帰すことのできない場合を除き、寄附金が納入されなかったとき。

（寄附金の返還）

第10条 納入された寄附金は、返還しない。ただし、寄附者の責めに帰すことのできない理由によるときは、この限りでない。

（その他）

第11条 その他この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月9日から施行し、令和3年3月31日に廃止する。

別表1 対象レース

グレード	企業・団体	個人
G III	決勝を除く全レース	
F I		
F II		
ガールズ ケイリン	全レース	

別表2 認定者の寄附金額（1レース当たり）

グレード	企業・団体	個人
G III	30,000円以上	
F I	20,000円以上	
F II	10,000円以上	
ガールズ	20,000円以上	

別表3 認定者の特典

	特典
企業・ 団体	<ul style="list-style-type: none"> ・レースタイトルの命名（12文字以内） ・出走表及び車券へのレース名印字 ・特別観覧席招待（2名迄） ・チャリティレースを収録したDVD 1枚プレゼント
個人	<ul style="list-style-type: none"> ・レースタイトルの命名（12文字以内） ・出走表及び車券へのレース名印字 ・特別観覧席招待（2名迄） ・チャリティレースを収録したDVD 1枚プレゼント ・応援選手サイン色紙及びチケキの贈呈（出場選手に限る）

※ミッドナイト競輪は出走表及び車券の印字と特別観覧席の招待は対象外。